

徳島県規則第五十七号

徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第二十二号

）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。